

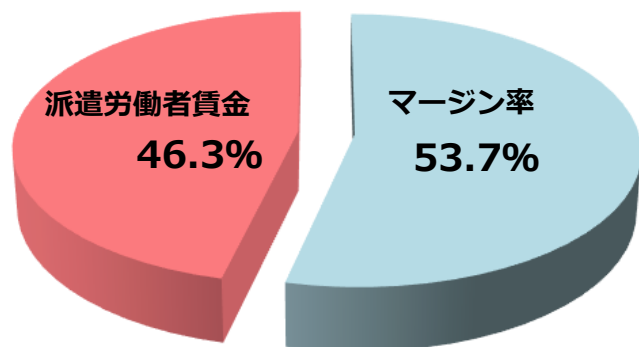
マージン率等に係る情報

労働者派遣法第23条5項に基づき、下記の情報を開示します。

◆対象期間：2024年度(2024年1月～2024年12月)

①派遣労働者数	4 3 9 人 (2025年1月1日時点)
②派遣先事業所数	1 5 2 ケ所
③労働者派遣料金の平均額	5 1, 1 1 8 円 (1日8時間あたり)
④派遣労働者賃金の平均額	2 3, 6 5 8 円 (1日8時間あたり)
⑤マージン率	5 3. 7 %
⑥労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定に関する事項	
・ 労使協定を締結しているか否か	締結済
・ 労使協定の対象となる派遣労働者の範囲	ソフトウェア開発等の業務に従事する労働者
・ 当該協定の有効期間の終期	2025年12月31日
⑦教育訓練に関する事項 (賃金支給有・労働者費用負担なし)	新人研修、ステップアップ研修 各種分野毎研修 (集合研修・e-learning) 他

<参考> 労働者派遣料金の内訳



〔マージンの内訳〕

